

欧州経済共同体の制度的考察⁽¹⁾ (I)

桑原輝路

「欧州経済共同体を設立する条約」(Traité instituant La Communauté Économique Européenne)は、1957年3月25日、欧州石炭鉄鋼共同体(La Communauté Européenne du Charbon et de l'Acier)加盟6カ国すなわちフランス、ベルギー、西ドイツ、イタリア、ルクセンブルグおよびオランダにより、ローマにおいて調印された⁽²⁾。条約所定の手続(247条)をおえて、欧州

(1) 本稿は *Annuaire Français de Droit International*, 1957. の «La Communauté Économique Européenne : Aspects Institutionnels» (p.491—517) の記事によっている。

欧州経済共同体設立条約および付属議定書等の原文は、

P. Reuter et A. Gros, *Traité et Documents Diplomatiques*, 1960. p.242—325. によった。

また同条約の訳文は、

経済外交研究会編「欧州経済統合の動き」昭和34年. p.143—203. を参照した。
法的な観点から欧州経済共同体を全般的に考察したものとして、

L. Cartou, *Le Marché Commun et le Droit Public*, 1959.

Demetrios S. Constantopoulos, *The European Economic Community (E. E. C.) — A "Real Union" 1958.*

G. Héraud, *Observations sur la nature juridique de la Communauté Économique Européenne.*

(*Revue Générale de Droit International Public*, 1958, N° 1. p.26—56)

Les aspects juridiques du Marché Commun. 1958.

入江啓四郎「欧州共同市場とその周辺」(*国際問題* 1960. No.1. p.34—38) 等があり、未見のものに

R. Monaco, *Structure et Organes de la Communauté (C.E.E.)*, 1958.

Soulé, *Comparaison entre les dispositions institutionnelles du Traité C. E. C. A et du Traité C. E. E.*

(*Revue du Marché Commun*, avril et juin 1958. p.208—216)

N. Catalano, *La Comunità Economica Europea e l'Euratom.* 1957.

等がある。

(2) 同時につきの二つの条約が調印された。

「欧州原子力共同体(ユーラトム)を設立する条約」(Traité instituant La Communauté Européenne de l'Énergie Atomique (EURATOM))

「欧州共同体に共通な若干の機関に関する協定」(Convention relative à certaines institutions communes aux Communautés Européennes)

経済共同体条約（共同市場条約（*Traité du Marché Commun*）またはローマ条約ともよばれる）は、1958年1月1日に発効し、一年の準備期間において1959年1月1日から具体的実施段階に入った。欧州経済共同体は、発足以来、予想以上に順調に、かつ急速にめざましい進展をとげつつあることは周知のとおりである。

ここではその新しい共同体を制度的な面から概観し、その運営のメカニズムを明らかにしていきたいと思う。⁽¹⁾

欧州経済共同体は、つぎの四つの機関（*institution*）を含む。

総 会（*Assemblée*）……………〔議会的機関〕

理 事 会（*Conseil*）……………〔加盟国を代表する政治的機関〕

委 員 会（*Commission*）……………〔国際的執行機関〕

司法裁判所（*Cour de justice*）……………〔司法的機関〕

なお、理事会および委員会は、経済的または財政的な権限をもつ諮問的評議会（*Comités Consultatifs*）によって補佐される。

以下、これらの諸機関および諸評議会の構成、運営、任務、権限等について、順をおって考察しよう。

理 事 会

理事会の構成は、「加盟国の代表」よりなる。各加盟国政府は、その閣僚の一名を代表として任命する、従って理事会の構成員は、六名の加盟国政府代表である（146条）。

理事会の運営は、146条、147条、148条3項、150条および151条の諸規定によって行われる。すなわち理事会の議長は、理事会構成員が加盟国のアルファベット順により、六カ月毎に順次にその職につく（146条）。理事会の召集は、議長、構成員の一人または委員会の発議により、議長によって行われる（147条）。理事会における投票にあたっては、委任投票（各構成員は他の一構成員のみの委任をうけることができる）が認められ（150条）、出席構成員また

(1) 欧州経済共同体の国際法的な性格については、別に考察する予定である。

は代理構成員 (membres présents ou représentés) の棄権は、全会一致を必要とする理事会の決議の採択を妨げるものではない (148条3項)。理事会は補助機関として加盟国の代表者で構成される評議会 (comité) を設置することができる (151条)。この評議会は理事会の会期の準備を行い、また会期間における理事会の職務の代理 (intérim) を行う外交的性格の常設機関である。

理事会の任務は、加盟国の一般経済政策を加盟国相互間において、および共同体の経済政策との間において調整することであり、かつ理事会は本条約適用に関する最も重要な分野のなかにおいて決定権 (un pouvoir de décision) を行使する (145条)。

しかして、理事会の活動は、原則として委員会の正式の協力のもとに行われる。ただ特定の場合、すなわち理事会が委員会に対して優越権をもつことを認められている若干の場合および純粹に政治的な性格の、または内部的性格の若干の問題に対してだけ、理事会は委員会の正式の協力なしに決定を行うことが認められている。⁽¹⁾ [付表 1]

もっとも多くの場合、かつもっとも重要な場合においては、理事会は《委員会の提案に基いて》 (sur proposition de la Commission) のみ決定を行いうるにすぎない。このシステムは独創的なものであり、欧州経済共同体の大きな特色とみることができるであろう。このシステムの狙いは、共同体の運営に関する重要分野においては、共同機関たる委員会の提案こそが、当然に加盟国の代表機関である理事会の審議、議決の基礎となるべきである、ということを実現することにある。

このような方式に十分な効果を発揮させるために、また理事会および委員会両機関の間の協力を緊密ならしめるために、いろいろな苦心がはらわれている。

第一に、理事会の議決が委員会の提案から簡単にそれてしまうことを防ぐ

(1) ここで「正式の協力」といっているのは、理事会の行動が《委員会の提案に基いて》とられる場合である。

そのほかに、《委員会の報告に基き》 (sur le rapport de la Commission) とか、《委員会の意見に基き》 (sur avis de la Commission) 等の表現があるが、このような形での委員会の干与 (intervention) は、法的に委員会の《提案》とは区別されるべきである。

ために、理事会が委員会提案を採択するにあたっては多数決をもって足りる場合においても、委員会提案を修正する場合には理事会の全会一致の議決によってのみ可能であるとした(149条)。

第二に、他方、委員会が提案することを拒否することによつて、理事会の活動を麻痺させてしまうということ为了避免するために、理事会は委員会に対して提案することを請求することができるかと規定した(152条)。

第三に、理事会および委員会は、それぞれの活動について相互に協議しなければならない、また協力して仕事をすすめていかなければならないということをも明確に規定した(162条)。

〔付表 2〕は、理事会の決定が委員会の提案に基いてなされる場合についての一覧である。

なお若干の場合に、理事会は委員会の決定を取消す権利をもっているということを注意する必要がある。もっとも、条約の一般的システムに反する理事会のこの権限は、委員会が緊急の理由により直接的干与の可能性を与えられている場合にのみ理事会に認められているにすぎない。〔付表 3〕

つぎに理事会の決定にさいして要求される議決方式は、それぞれの問題の性質により全会一致 (*l'unanimité*)、単純多数決 (*la majorité simple*)、制限多数決 (*la majorité qualifiée*) または特別の多数決 (*des majorités spéciales*) の諸方式がとられる。

まず全会一致を必要とされる議決は、つぎの四つの種類にわけることができる。

1) 共同体の運営または発展に関する議決であつて、その議決の重要性のゆえに、過渡期の全期間またはそのうちの一定期間において、全会一致が要求されるもの。〔付表 4-(A)〕

2) 共同体の運営に関する議決であつて、その議決の政治的重要性のゆえに全加盟国の支持を必要とするもの。〔付表 4-(B)〕

3) 条約に補足をへわえる議決。〔付表 4-(C)〕

4) 實際上、条約の変更となる議決。〔付表 4-(D)〕

つぎに単純多数決については、148条1項に、理事会の議決は本条約に反対規定のないかぎり構成員の過半数によって行われるとの規定がある。理事会構成員の過半数すなわち四票、したがって全六票に対する四票で、実際には三分の二の多数決ということになる。

反対規定のないかぎりであるが、多くの場合は他の議決方式がとられるのであり、単純多数決による決定権が与えられている場合はむしろ稀である。それは実際には三分の二の多数決であるために、この単純多数決は到達するのに困難であるということ、およびこの議決方式が明らかに六加盟国の人為的な平等に立脚しているということによるのであろう。

実際に、単純多数決は、あまり重要ではないが小国がそれに対して特別な利害関係をもっているような問題、または諸機関の内部組織から生ずるような問題に対してだけ用いられているにすぎない。〔付表 4-(E)〕

つぎに制限多数決については、同じく148条2項に規定されている。これが本条約における普通の議決方式である。加盟国は、それぞれの重要度に応ずる票数が与えられ、全十七票が六加盟国に割当てられている（ベルギー 2票、ドイツ 4票、フランス 4票、イタリア 4票、ルクセンブルグ 1票、オランダ 2票）。そして議決に必要な票数は三分の二を少しうわまわる十二票の多数と規定されている。

この議決方式はつぎのような結果を生ずる。

- 1) もつとも重要な三大国が一致するならば、かれらの決定を通すことができる。
- 2) 一大国がルクセンブルグの支持をうることによって理事会の活動を封ざるのを避けることができる。
- 3) 二大国がかれらの主張を通したいと思う場合には、ベルギーおよびオランダの同意を求めることを余儀なくされる。

このような議決方式がとられた狙いは、したがって、第一には明らかに「三大国」の一致を促進することであり、第二には理事会内部に永続的な二つブロックができるのを妨げることにあるとみることができるであろう。

もっとも、このことは理事会の議決が委員会の提案に基づいて行われる場合

——この場合がもっとも多い——についてだけえることである。〔付表 4—(F)〕

理事会の議決が委員会の提案なしに行われる場合には、票数の割当および多数決の数は同じであるが、その十二票には少なくとも四国の賛成票がふくまなければならないという条件がつけられている。このことは三大国の一致だけでは議決することができず、さらにベネルックスのうちの一国の同意を必要とすることを意味する。これは明らかに《欧州》機関たる性格をもつ委員会の干渉の欠除を補うために小国に対してなされた譲歩とみることができるであろう。

ただ前述したように理事会が委員会の正式の協力なくして行動するのは、純粹に政治的性格をもつ若干の議決、また理事会が委員会に対して優越権を認められている若干の場合だけにかぎられるわけであるから、したがって、このような方法がとられるのも、そういった特定の場合だけにかぎられるということになる。〔付表 4—(G)〕

以上の三種の議決方式のほかに、特別の多数決がとられる場合がある。その第一は44条6項の規定にみられるものである。すなわち148条に規定されている各加盟国への票数の割当をそのまま用いながら、九票をもって議決に必要な多数としている。この多数決は、二大国とルクセンブルグ、ベネルックスと一大国という形で到達することが極めて容易である。

第二は欧州社会基金の予算の採決に関する203条5項においてみられる。ここで用いられている計算方法は、明らかに欧州社会基金における六加盟国の分担金の額を考慮してきめられたものである。100票（ベルギー8票、ドイツ32票、フランス32票、イタリア20票、ルクセンブルグ1票、オランダ7票、—200条2項に規定される分担金の割合と照応している）のうち67票をもって議決に必要な多数としている。この計算方法においては、とくにドイツとフランスとの間に一致がない場合に、ベルギーおよびオランダの票が重要な意味をもってくる。

第三は開発基金 (Fonds de Développement) の予算の採決および管理に関する事項について、「海外諸国および領域の共同体への連合に関する条約」

の7条において規定されている多数決である。100票(ベルギー 11票, ドイツ 33票, フランス 33票, イタリア 11票, ルクセンブルグ 1票, オランダ 11票, —この票の割当も同条約付属書 A にみられる分担金の比率とほぼ一致している)のうち67票をもって議決に必要な多数としている。この多数決は同条約の4条, 5条および6条に適用される。〔付表 4-(H)〕

〔付表 1〕 委員会の協力なしに理事会の
干渉が規定されている諸條

- a) (表決方法に単純多数決がとられる場合)
- 151 条 〔理事会の内部規則(手続規則)の作成〕
 - 153 条 〔諮問的な評議会(comité)の規程の制定〕
 - 213 条 〔委員会の調査権および審査(vérification)権の限界および条件の決定〕
 - 236 条 〔本条約改正のための加盟国政府代表会議の召集の決定〕
- b) (表決方法に制限多数決がとられる場合)
- 8 条(3) 〔第6年目の終りにおける第二段階への移行の認定〕
 - 108 条(2) 〔相互協力(concours mutuel)の付与〕
 - 109 条 〔国際収支悪化の場合, 関係加盟国によって直接とられる保護措置の改正, 停止または廃止の決定〕
 - 111 条(3) および 113 条 〔第二段階終了後における関税協定の交渉〕
 - 112 条(1) 〔第三段階からの第三国への輸出に対する援助の調和化〕
 - 126 条(a) 〔欧州社会基金の活動の停止〕
 - 154 条 〔委員会および司法裁判所の構成員の俸給および他のすべての手当の決定〕
 - 203 条 〔予算の作成および決定〕
 - 206 条 〔監査委員会の構成員の報酬および予算実施委員会の責任解除の決定〕
- c) (表決方法に特別の多数決がとられる場合)
- 203 条(5) 〔欧州社会基金の予算の採決〕
 - 〔海外諸国および領域の共同体への連合に関する条約〕^{*} 4 条
 - 〔海外諸国および領域における社会施設および経済的投資への出資額の決定〕
- d) (表決方法に全会一致がとられる場合)

* Convention d'application relative à l'Association des Pays et Territoires d'Outre-Mer à la Communauté.
(以下 TOM 条約と略称)

- 28 条 [過渡期終了前における共通関税税率の自主的変更または停止]
- 111 条, 113 条および 114 条 [第二段階の終了前における関税協定の交渉の監督および締結]
- 8 条 (3) [第4年目および5年目の終りにおける第二段階への移行]
- 45 条 (3) [原料輸入に対して支払はれる価格の補償]
- 76 条 [外国運送人に対する新規の差別の設定を禁止する原則に対して設けられることのある例外]
- 159 条 [委員会に生じた構成員の空席に対する非補充]
- 160 条 [委員会の構成員の機能停止]
- 194 条 [経済社会評議会の構成員の任命]
- 196 条 [経済社会評議会の内部(手続)規則の承認]
- 206 条 [会計検査官の数の決定]
- 84 条 (2) [航海および航空への「輸送」篇の拡張]
- 121 条 [移民労働者の社会保障につき委員会に与えられることあるべき権限]
- 126 条 (b) [欧州社会基金に与えられることあるべき新しい任務]
- 217 条 [諸機関の言語制度の決定]
- 223 条 (2, 3) [軍需資材とみなされる産品の一覧表の作成およびその一覧表の修正]
「司法裁判所規程」12条 [副報告官 (rapporteur adjoint) の新設]
- 同規程 45条 [裁判所規程の修正]
- 136 条 [5年の期間の終了後における海外諸国および領域と共同体との連合に関する規定の決定]
- 138 条 (3) [総会の普通選挙における投票手続への干与]
- 165 条および 166 条 [裁判所の裁判官および検察官の数の増加およびそれに対応する裁判所の運営に関する規則の改正]
- 200 条 (3) [予算に関する割当率の変更]
- 237 条 [共同体への加盟の決定]
- 238 条 [共同体と第三国, 国家連合または国際機構との連合]

**〔付表 2〕 委員会の提案に基づく理事会の
干渉が規定されている諸條**

- a) (表決方法に単純多数決がとられる場合)
 - 49 条 [労働者の自由移動]
 - 128 条 [職業養成についての共同政策]

- b) (表決方法に制限多数決がとられる場合)
 - 7 条 [差別の禁止]
 - 14 条 (2c) [輸入関税の最終的廃止]

- 14 条 (5) [輸入関税の廃止によって生ずる特殊な問題]
 20 条 [第三段階からの共通関税率]
 21 条 [共通関税適用上の困難]
 25 条 (1) [低税率または無税の関税割当の付与]
 28 条 [過渡期終了後における共通関税税率の自主的変更または停止]
 33 条 (5) [全地域割当の増加についての規則との抵触]
 33 条 (8) [第二段階以後における割当撤廃の百分率の修正]
 38 条 (3) [農産物の表への付加]
 42 条 [競争に関する規則の農業への適用]
 43 条(2,3)[共同農業政策の実施および市場共同組織の設置]
 44 条 (4) [農業についての最低価格確立の規準の国家による非尊重]
 44 条 (5) [第三段階以後における最低価格の修正]
 54 条 (2) [第二段階以後における居住の自由に関する一般計画の実施]
 55 条 [居住の自由の例外とされうる活動]
 56 条 (2) [公の秩序を理由として外国人の居住を制限する法令規則の第三段階以後における調整]
 57 条 [第二段階以後における免許状の相互承認および非賃金活動への参加]
 63 条 (2) [第二段階以後における役務の自由化の一般計画の実施]
 69 条 [第三段階以後における資本移動の自由化]
 70 条 [資本の移動を制限する措置の廃止についての国家に対する命令]
 75 条 (1) [第三段階以後における輸送についての共同政策の実施]
 79 条 (3) [輸送についての差別の廃止の様式]
 87 条 (1) [3年後における競争規則の諸原則の実施]
 94 条 [援助に関する諸原則の適用]
 98 条 [輸出品に対する免税等の特別許可]
 101 条 [第二段階以後における歪み (distorsions) の除去]
 103 条 (3) [景気政策に関する一般的措置の適用]
 116 条 [過渡期終了後における国際経済機関のなかにおける共同行為]
 127 条 [欧州社会基金の管理]
 212 条 [第4年目終了後における職員規則の修正]
 「フランスに関する議定書」^{*}I(2) [輸入税および補助金の統一]
 「同議定書」I(3) [輸入税および補助金の廃止]
 「ルクセンブルグに関する議定書」^{**}1条(2) [過渡期終了後における農業特別制度の廃止]
 「TOM条約」8条および16条 [海外諸国および領域ならびにアルジェリアへの居住]

* Protocole relatif à certaines dispositions intéressant la France.

** Protocole concernant le Grand-Duché de Luxembourg.

権の拡張]

「バナナに関する議定書」^{***}4. [割当の修正]
「特権および免除に関する議定書」^{****}12条および15条.

c) (表決方法に特別の多数決がとられる場合)

44条(6) [最低価格のありうべき廃止]
「TOM条約」5条(2) [経済投資計画の出資]
「同条約」6条

d) (表決方法に全会一致がとられる場合)

20条 [第二段階の終りまでの共通関税率の決定]
33条(8) [第一段階における割当増加の百分率の引上げ]
43条(2) [第二段階終了までにおける共同農業政策の実施]
54条(2) [第一段階における居住の自由に関する一般計画の実施]
57条(1) [第一段階における免許状の相互承認]
57条(2) [第一段階における非賃金活動への参加に関する諸規定の調整]
63条(2) [第一段階における役務の自由提供に関する一般計画の実施]
69条 [第二段階終了までにおける資本移動の自由化]
75条(1) [第二段階終了までにおける輸送についての共同政策の実施]
87条(1) [最初の3年間における競争規則に関する諸原則の適用]
101条 [第一段階における歪みの除去]
112条(1) [第二段階終了までにおける第三国向け輸出に対する援助制度の調和化]
8条(4) [第二段階への移行に当っての仲裁委員会 (une instance d'arbitrage) の任命]
56条(2) [公の秩序を理由として外国人の居住を制限する法令規則の調整]
57条(2) [非賃金活動への参加に関する法令規則の調整]
70条(1) [為替政策の調整]
99条 [取引高税等に関する加盟国の法律の調和化]
100条 [法制の調和化]
103条(2) [景気政策に関する一般的措置の決定]
149条 [委員会の提案の修正]
209条 [予算の実施手続の決定]
227条(2) [本条約の規定のアルジェリアおよびフランス海外県への適用]

*** Protocole concernant le contingent tarifaire pour les importations de bananes.

**** Protocole sur les privilèges et immunités et sur le statut de la Cour de Justice de la Communauté Économique Européenne et de la Communauté Européenne de l'Énergie Atomique.

- 44 条 (3) [最低価格制確立のための客観的な規準の決定]
- 51 条 [移民労働者の社会保障]
- 54 条 (1) [居住の自由に対する制限の撤廃のための一般計画の作成]
- 59 条 [《役務》 についての章の諸規定の第三国国民への拡張]
- 63 条 (1) [役務の自由提供に関する一般計画の作成]
- 212 条 [職員規則の決定]
- 235 条 [本条約適用のための補足手続の設定]
- 「特権および免除についての議定書」14条.
- 8 条 (5) [第二段階および第三段階の期間の修正]
- 14 条 (7) [輸入関税引下げ規則の改正]
- 201 条 [共同体固有の財源の創設手続への干与]

**〔付表 3〕 理事会に委員会の議決を取消
す権限を與えている諸條**

- 93 条 (2) [92条に反する一定の援助の許可]
- 73 条 (1) [資本移動に関し障害のある場合、保護措置をとることにつき当該国に対し委員会によって与えられた許可の取消し]
- 108 条 (3) [国際収支に困難のある場合保護措置をとることにつき当該国に対し委員会によって与えられた許可の取消し]

〔付表 4〕

議決方式 委員会との関係	全 会 一 致			
委員会の提案に基く理事会 の干与が規定されている 諸条	20条	8条 (4)	44条 (3)	8条 (5)
	33条 (8)	56条 (2)	51条	14条 (7)
	43条 (2)	57条 (2)	54条 (1)	201条
	54条 (2)	70条 (1)	59条	
	57条 (1)	99条	63条 (1)	
	57条 (2)	100条	212条	
	63条 (2)	103条 (2)	235条	
	69条	149条	(特権免 除議定書	
	75条 (1)	209条	14条)	
	87条 (1)	227条 (2)		
101条				
112条 (1)				
委員会の協力なしに理事会 の干与が規定されている 諸条	28条	8条 (3)	84条 (2)	136条
	111条	45条 (3)	121条	138条 (3)
	113条	76条	126条 (b)	165条
	114条	159条	217条	166条
		160条	223条 (2)	200条 (3)
		194条	223条 (3)	237条
		196条	裁判所規程	238条
		206条	12条	
			45条	
理事会に委員会の議決を取 消す権限を与えている諸条		93条 (2)		

(A)

(B)

(C)

(D)

(註) 委員会の提案に基いて理事会の決定が行われる場合のなかに「特権および
かに、同議決書6条、12条および13条があると思はれるが、同議定書未見

単純多数決	制限多数決			特別多数
49条 128条	7条 20条 28条 38条 (3) 43条 (3) 54条 (2) 57条 70条 87条 (1) 101条 127条	14条(2c) 21条 33条 (5) 42条 44条 (4) 55条 63条 (2) 75条 (1) 94条 103条 (3) 212条	14条 (5) 25条 (1) 33条 (8) 43条 (2) 44条 (5) 56条 (2) 69条 79条 (3) 98条 116条	44条 (6) TOM条約 5条 (2) 6条
151条 153条 213条 236条			8条 (3) 108条 (2) 109条 111条 (3) 112条 (1) 113条 126条 (a) 154条 203条 206条	203条 (5) TOM条約 4条
			73条 (1) 108条 (3)	
(E)	(F)			(G)
				(H)

免除に関する議定書」12条および15条があり、単純多数決による場合 (E) ののため上の表には入れなかつた。

委 員 会

委員会は9人の委員によって構成され、同一の国籍をもつ二名以上の委員を含むことはできない(157条)。

委員会のメンバーは国家の代表ではなく、その地位は独立であり、訓令をうけることはできず、また《共同体の一般利益において》のみ行動する(157条)。

任命は加盟国政府間の全会一致の同意によって行われ、任期は4年、再選可能である(158条)。

委員会は単純多数決(5票)によって決定を行う合議機関である(163条)。

委員会の運営については、条約の155条、159条、160条、161条および162条によって規制されている。

委員会はつぎのような性格ならびに権限をもつ機関である。

1) 委員会は加盟国の条約の実施に対する監督機関である。そのために委員会は、一般的には155条の規定により、またはその他の個々の規定により、勧告および意見をのべる権限をもち、また情報蒐集および審査の権限を有する(213条)。

2) 委員会は共同体を代表する機関である。第一に総会に対し共同体を代表し、委員会は総会の前に責任を負い(140条、143条、144条)、第二に司法的事項について委員会は共同体を代表し(211条)、第三に委員会は第三国および国際機構との交渉ならびに関係の保持の任にあたり(111条(2)、113条(3)、228条、229条および「共同体の特権および免除に関する議定書」6条)、第四に委員会は共同体の財政の管理にあたり(205条、206条、208条)、また一般的事務(共同体の活動に関する一般報告の発表)を行う(156条)。

3) 委員会は一定の場合——すなわち条約によって前以ってその一般的枠がきめられている措置を実施する場合、または共同機関たる委員会による直接的行動が要求される特定の場合——に固有の決定権を有する。〔付表5〕

4) 最後に、委員会は前にみたように、その《提案》権により理事会の決

定権に参加する。

なお理事会および委員会は、諮問的性格の専門的評議会によって補佐される。もっともそれらの評議会は、条約上、共同体の機関とみなす必要はない(4条)。

〔付表 5〕 **委員会が固有の決定権を有する場合**

- 10 条 (2) 〔自由流通状態 (en libre pratique) にある製品に関する規定の適用〕
- 13 条 (2) 〔輸入関税と同等の効果を有する租税の廃止の進度の決定〕
- 17 条 (4) 〔財政的性格を有する関税の保持の許可〕
- 20 条 〔G表の製品に課せられる税率に関する交渉への委員会の干与〕
- 22 条 〔財政的性格を有する関税が算術平均の算定のために考慮されなければならない限度の決定〕
- 25 条(2,3) 〔E表およびG表の製品ののための低税率または無税の関税割当の許与〕
- 26 条 〔ある種の関税の調整猶予の許可〕
- 33 条 (7) 〔割当に等しい効果をもつ措置廃止の進度の決定〕
- 37 条 (3) 〔商業的性格の国营独占に関する保護条項の許与〕
- 43 条 (1) 〔加盟国の農業会議の召集〕
- 45 条 (2) 〔長期契約の締結への干与〕
- 46 条 〔ある種の農業製品に関する輸入補償金の決定〕
- 48 条(3d) 〔加盟国のなかにおける外国人労働者の居住条件の決定〕
- 73 条(1,2) 〔資本移動の自由化についての保護条項の運営〕
- 79 条 (4) 〔輸送についての差別の排除〕
- 80 条 〔輸送についての支持 (soutien) の適用の排除〕
- 89 条 (2) 〔競争規則についての保護条項の運営〕
- 90 条 〔公企業への競争規則の適用〕
- 91 条(1,2) 〔ダンピングについての保護条項の運営およびかかる慣行を終止させる規定の適用〕
- 93 条 (2) 〔援助の廃止〕
- 93 条 (3) 〔新しい援助の設定の許可〕
- 97 条 〔租税についての差別の排除〕
- 107 条 (2) 〔国際収支に困難のある場合における保護条項の運営〕
- 115 条 〔共同通商政策の適用に困難のある場合における保護条項の運営〕
- 124 条 〔欧州社会基金の運営〕
- 125 条(2c) 〔事業内容変更計画の承認〕
- 169 条 〔国家の条約違反の場合における裁判所への提訴〕

170 条 [加盟国間の紛争の場合における調停手続への干与]

226 条 [《経済的困難》の場合における保護一般条項の運営]

[フランスに関する議定書] II(2) [超過勤務手当の方法のなかにおける不均衡に關しての保護条項の運営]

[若干の国の原産品に関する議定書]^{*} 4.

[本議定書の諸規定の不当な作用に対する加盟国の保護]

[TOM条約] 1 条 [開発基金の管理]

同条約 3 条 [投資への基金の割当年次一般計画の作成]

同条約 5 条 (1) [社会施設への基金の分配]

同条約 11 条 (3) [以前に存在していない割当の開始]

同条約 15 条 (4) [本条約の期間満了後におけるバナナおよび生コーヒーに関する関税割当の量の決定]

経済社会評議会 (Comité Économique et Social)

経済社会評議会は、共同体の運営に利害関係をもつ経済生活および社会生活の諸部門の代表者、すなわちとくに生産者、農民、運輸業者、労働者、商人と職人、自由職業の代表者および一般利益の代表者によって構成される (193 条)。

評議会の構成員の数は 101 名 (ベルギー 12 名、ドイツ 24 名、フランス 24 名、イタリア 24 名、ルクセンブルグ 5 名、オランダ 12 名) であり、かれらは各加盟国の推薦にもとづき、理事会により全会一致で任命される (194 条、195 条)。

評議会の運営は、196 条、197 条および 198 条の諸規定によって規制される。とくに、評議会は義務的に二つの専門部会 (section spécialisée) を含むということを指摘しておく必要がある。一つは農業部会であり、他は運輸部会である。すなわち共同市場の発達が、とりわけ共同体の諸機関による将来の決定の結果にかかっているこれら二つの分野において、専門部会の設置が義務的とされている。これらの専門部会は、評議会の枠内で行動し、それぞれの分野において意見を提出する。この点について農業部会に関してはとくに強

* Protocole relatif aux marchandises originaires et en provenance de certains pays et bénéficiant d'un régime particulier à l'importation dans un des États membres.

調されている (47条)。

評議会は、理事会および委員会を補佐する。理事会および委員会は、必要と認めるときはいつでも評議会と協議することができる。

なお条約は、一定の場合には、この協議が義務的であることを規定している。一般的にいえば、決定に関する場合というより、むしろ計画の準備に関する場合においてである。〔付表 6〕

〔付表 6〕 経済社会評議会の義務的干渉 の場合

- 43 条 (2) 〔共同農業政策の作成および実施〕
- 49 条 〔労働者の自由移動に関する一般計画〕
- 54 条 (1,2) 〔居住の自由に関する一般計画の作成および実施〕
- 63 条 (1,2) 〔役務の自由化に関する一般計画の作成および実施〕
- 75 条 (1) 〔輸送についての共同政策の実施〕
- 79 条 (3) 〔運送人間の差別の廃止〕
- 100 条 〔法制の調和化〕
- 118 条 〔社会政策の実施〕
- 121 条 〔移民労働者の社会保障に関し委員会への特別な権限の付与〕
- 126 条 〔欧州社会基金の活動の停止または同基金への新しい任務の許与〕
- 127 条 〔欧州社会基金の運営規則〕
- 128 条 〔職業養成についての共同政策の作成〕

その他の評議会

その他の評議会は、より専門的な性格のものであり、一般に職員 (fonctionnaires) で構成されている。

通貨評議会 (Comité Monétaire)

通貨評議会は、各加盟国から 2 名および委員会から 2 名の割合で任命される合計 14 名のメンバーで構成される (105 条 2 項)。

通貨評議会は、諮問的な性格のものであり、その役割は、加盟国の通貨政策の調整を容易ならしめることにある (105 条 2 項)。

条約は一定の場合、通貨評議会の干与を規定している。〔付表 7〕

輸送諮問評議会

輸送諮問評議会は83条において規定されている。この評議会は、加盟国政府によって任命される専門家で構成される。

この評議会の役割は、輸送に関する諸条の適用に関係あるすべての問題について、委員会を補佐することにある。

この評議会と経済社会評議会の《輸送》部会 (la section des transports) とを混同すべきではない。

関税協定交渉のための特別評議会

111条および113条は、関税協定の交渉にあたって、委員会は特別評議会 (Comité spécial) によって補佐されるべきであることを規定している。この特別評議会は、専門家で構成され、理事会により第二段階の終わりまでは全会一致で、その後は制限多数決で任命される。

欧州社会基金の管理のための評議会

124条によれば、委員会はその欧州社会基金の管理運営の任務を行うにあたって、加盟国の政府代表および組合組織の代表によって構成される評議会 (Comité) に補佐される。

豫算監査委員会 (Commission de Contrôle du Budget)

予算監査委員会は、206条において定められている条件のなかにおいて、予算の実施を監査することを任務とする。

〔付表 7〕 通貨評議会の干与の場合

69条 〔資本移動の自由化に関する規定の実施〕

71条 〔条約によつて定められている資本移動の自由化の程度以上の前進〕

- 73条(1,2) [資本移動の自由化についての保護条項の運営]
- 107条(2) [為替レートについての保護条項の運営]
- 108条(1) [相互協力の許与]
- 109条(3) [国際収支悪化の場合, 国家によってとられる保護措置の停止]

(未 完)

(1960. 9. 1)